

**公益認定等ガイドラインの追加について（案）〔認定関係〕
に関する意見**

平成 20 年 10 月 3 日
財団法人公益法人協会
理事長 太田達男

1 特定費用準備資金（ 7 (5) ）

また、（中略）資金の目的である事業の内容の変更として変更認定を受けた場合に、資金を取り崩して他の事業に使用することができる。

（意見）

上記の意味が必ずしも明確でないため、確認したい。

公益法人認定法施行規則第 18 条第 3 項第 3 号は、特定費用準備資金の取崩しについて「当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること」と定めている。これはすなわち、「特別の手続」が定められており、かつ、その手続を踏めば取崩しも可能という意味と解され、取崩しについて変更認定まで要求したものではないと考えられる。また、この取崩しには、取り崩して他の事業目的に使用することも含まれていると解するのが妥当である。

一方、公益法人認定法第 11 条においては、公益法人は「公益目的事業の種類又は内容の変更」（第 1 項第 2 号）をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならないこととされている。

以上の 2 点を勘案すれば、ここでいう「事業内容の変更」は、当該法人の「公益目的事業の種類又は内容の変更」に相当する変更として行政庁の変更認定を得た後、その変更された事業に使用する場合を指すものと理解する。したがって、次のようなケースについては、「公益目的事業の種類又は内容の変更」には該当しないので、行政庁の変更認定は要せず、法人において定めた「取崩しについての特別の規定」に従い手続すればよいと理解する。

- (1) 同一事業単位(単一事業。注)の中で当該事業中の特定部分に係る特定費用準備資金の事業内容を当該事業の他の特定部分の事業内容に変更する
- (2) 同一事業単位（複数事業）の中で個別の事業に係る特定費用準備資金の事業内容を他の個別の事業の事業内容に変更する
- (3) 特定の事業単位に係る特定費用準備資金の事業内容を他の事業単位の事業内容に変更する

(注)「事業単位」は公益認定申請書別紙 2 の事業一覧に掲げる「事業単位」を指す。「事業単位」に含まれる個別の事業は、単一事業の場合、複数事業の場合の両様があり得る。

(理由)

変更認定を受けなければならない事業内容の変更がどのような範囲の変更を指すのかが不明確である。

2 公益目的事業財産 (17(2)(3))

(2) 一部を公益目的事業以外のために使用する旨を定める場合には、「一部」について具体性をもって定められる必要がある。

(3) 更に、上記(2)と同様、一部を公益目的事業以外のために使用する旨を定める際には、「○割」、「○分の 1」程度には、その「一部」について具体性をもって定められる必要がある。

(意見)

(3)中の「○割」「○分の 1」の例示は本来(2)中に入るべきものではないか。この前提で意見を述べると、上記(2)(3)いずれの場合においても、「公益目的事業以外のために使用する旨」の定めとして「○分の 1 以内」「○分の 2 以内」(公益目的事業のために使用する旨を定める場合には、逆に「○分の α 以上」)のような定め方もあってよいのではないか。

(理由)

「○割」「○分の 1」のような形で割合を固定すると、年度による経済変動、事業内容の振幅等に対応できなくなる可能性がある。

3 収益事業等の区分経理 (18(1))

については、一事業として取り上げる程度の事業規模や継続性がないもの(雑収入・雑費程度の事業や臨時収益・臨時費用に計上されるような事業)はまとめて「その他事業」とすることができる。

(意見)

公益目的事業のみを実施している法人にも、上記のような「一事業として取り上げる程度の事業規模や継続性がないもの」が発生する可能性があるが、このようなものは事業としては無視してもよいこと、すなわち「収益事業等」を実施していることにはならないことを確認したい。

(理由)

公益目的事業のみを実施している法人の事業区分において、上記のような「その他事業」を「収益事業等」として区分しなければならないかどうか疑問があるため。

以上